

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和7年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給する。 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務
③システムの名称	子育て世帯生活支援給付金システム 団体内統合宛名システム 中間サーバファイル
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主管省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども未来部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子育て支援課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3267
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1 100の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第73条	番号法別表第1 100の項	事後	
令和4年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第2 121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	(情報照会の根拠) 番号法別表第2 121の項	事後	
令和4年6月17日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月17日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和6年7月2日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和6年7月2日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和7年4月16日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法別表第1 100の項	番号法第9条第1項別表135の項	事後	
令和7年4月16日	I 関連用法 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法律上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第2 121の項	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主管省令第2条の表160の項	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	2)十分である	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠	記載なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないよう、チェック体制の強化等の対策を講じている。	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損への対策	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月16日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	2)十分である	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	記載なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないよう、チェック体制の強化等の対策を講じている。	事後	